

## 日田市食の自立支援事業 受託事業者募集要項

日田市食の自立支援事業（以下「配食サービス事業」という。）の実施にあたり、次のとおり新規受託事業者を募集します。

### 1 事業の目的

在宅の栄養改善が必要な高齢者に対して、良好な食及び栄養状態の確保に努めるよう調理、買い物等の機会を確保しつつ、これを補完するため、バランスのとれた食事を訪問により提供する配食サービス事業を実施することにより、健康で自立した在宅生活を営めるよう支援するとともに、要介護状態、要支援状態又はその他の虚弱な状態となることを可能な限り予防・改善する。

### 2 受託者資格基準

日田市食の自立支援事業実施要綱に基づく事業を実施するにあたり、事業の趣旨に賛同し、次の（1）から（11）の要件をすべて満たす事業者とします。

なお、本事業は、介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業のうち、同条第1項第1号ハ 第一号生活支援事業及び同条第3項第3号その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業として実施するものです。事業受託に際しては、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に定める基準に適合することが必要です。

- （1）食品衛生関係法令等に基づく許認可（飲食店営業許可等）を得ていること。
- （2）日田市内全域への配達が可能であること。
- （3）管理栄養士又は栄養士により栄養管理された高齢者向けの弁当（副食のみ）を製造することができるること。
- （4）調理のための継続した使用が可能な厨房設備を有していること。
- （5）受託期間中の継続した事業実施が可能であること。
- （6）配達員のほか、緊急時の対応が可能な者が常駐し、安否確認及び異状を発見した際の緊急連絡体制が確保できること。
- （7）役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- （8）日田市暴力団排除条例の規定により定義される暴力団及び、それらの利益となる行動を行うものでないこと。
- （9）暴力団関係者等が事業者の支配人、無限責任社員、取締役、監査若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的な経営等への関与がないこと。
- （10）法人市民税など地方税全般その他公租公課の滞納がないこと。
- （11）その他仕様書に定める事項を遵守できること。

### **3 募集事業者数**

当面の間、事業者数は定めませんが、安定的な事業運営のために必要がある場合は受託事業者数など所要の事項について定めることができます。

### **4 受託期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### **5 受託業務の概要**

- (1) 栄養バランスのとれた食事の調理及び居宅への手渡しによる配達
- (2) 配達時における利用者の安否確認
- (3) 受託事業実施における緊急時等の対応及び関係機関への通報等
- (4) その他必要な連絡調整

### **6 委託料**

受託業務の実施に必要な経費を含めた1食当たりの単価のうち、日田市食の自立支援事業実施要綱に定める利用料を除いた額

### **7 募集期間**

令和8年1月5日から令和8年2月2日まで

### **8 受託事業者の選定**

別紙に指定する提出書類の内容審査及びヒアリングの実施により、事業受託に必要な実施体制の確認を行います。

### **9 本件に関する問い合わせ**

〒877-8601

日田市田島二丁目6番1号

日田市役所 福祉保健部長寿福祉課長寿福祉係

電話 0973-22-8299

Fax 0973-22-8258